

「令和7年度インバウンド向け SCC（佐賀サイクリングクラブ）情報発信事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度インバウンド向け SCC（佐賀サイクリングクラブ）情報発信事業

2 目的

佐賀県では、県内の自然、文化、食といった観光資源を活かしたサイクルツーリズムの推進を目的に、県内にサイクリスト向け広域推奨ルートと一般向けコースを設定し、佐賀県観光連盟ホームページ内に開設した「佐賀サイクリングクラブ（SCC）」の Web サイトやインスタグラムを中心とした情報発信に取り組んできた。同時に、サイクルラックの設置等の受入環境整備も行っている。

一方、アクティビティに関心のあるインバウンド観光客においても、日本でのアクティビティ体験へのニーズが高まっている。

本事業は、インバウンド観光客に県内の観光周遊の一つのスタイルとして、アクティビティとしてのサイクルツーリズムを訴求することにより、佐賀県での滞在時間の延長と宿泊の増加を目指しているため、令和6年度に造成した台湾ライト層向けモデルコースについて、インバウンド向けに情報発信を行うことを目的とする。

※佐賀サイクリングクラブ（SCC）

Web サイト：<https://www.asobo-saga.jp/scc/>

インスタグラム：<https://www.instagram.com/sagacyclingclub/>

3 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 業務内容

（1）令和6年度に造成した台湾ライト層向けモデルコースを対象としたプロモーション動画作成

- ・モデルコースの詳細については別紙を参照すること。
- ・本県が想定しているライト層とは、主にサイクリング初心者又はアクティビティに関心がある一般層のグループ（友人やカップル等）である。プロモーション動画の作成にあたっては、これらの層がターゲットである旨を念頭に置くこと。
- ・プロモーション動画は30秒程度のものを1本以上作成すること。プロモーション動画には以下の要素を必ず含めるものとする。

○台湾ライト層向けモデルコースの概要（エリア名、コースマップ）

○当該コースに含まれるスポット

特に写真映えスポット、グルメスポット、「その地域ならではの」体験ができるスポットは含めるのが望ましいが、必ずしも全てのスポットを含める必要はないものとする。

○当該コースを自転車で走っている様子

- ・プロモーション動画の作成にあたっては、上述のターゲットに対してアプローチできるインフルエンサー1人以上に出演を依頼すること。インフルエンサーは中国語対応が可能な者とする。なお、出演依頼の手法はインフルエンサーのみの招聘のほか、インフルエンサーを参加者に含んだモニターツアーの形をとるなど自由に提案してよいものとする。
- ・自転車による走行にあたってはガイドをつけることとし、日本の交通ルールを招聘インフルエンサーに説明し遵守させること。なお、中国語が話せるガイドではない場合は、一緒に自転車で走行できる通訳をつけること。

(2) インフルエンサーとのタイアップによる情報発信

- ・(1)のプロモーション動画に出演したインフルエンサーとタイアップし、台湾ライト層向けモデルコースでのサイクリングを楽しんでいる様子をインフルエンサー個人のSNSを通じて発信すること。
- ・(1)のプロモーション動画についてもインフルエンサー個人のSNSにて発信すること。
- ・使用するSNSは、ターゲットとなる台湾において広く普及しているものを選択すること。
- ・投稿は中国語で行うこと。

(3) プロモーション動画の放映

- ・(1)で作成したプロモーション動画を(1)のターゲットに最も訴求できる形で放映すること。放映の媒体や期間、場所は問わない。

(4) 台湾ライト層向けモデルコースの繁体字サイクリングマップ作成

- ・(1)(2)(3)でプロモーションを実施した台湾ライト層向けモデルコースについて、繁体字のサイクリングマップを1種類作成すること。
- ・佐賀県観光課と協議のうえ、マップに立ち寄りスポットや交差点名、トイレ・休憩所、危険箇所など、目印となるものを落とし込むこと。
- ・掲載する立ち寄りスポットの写真やテキストとして、(1)の過程で得た画像やデータを活用すること。

(5) 情報発信の効果検証、及び次年度への提案

- ・(2)(3)について、事業開始時に成果指標を設定すること。
- ・事業期間中、随時プロモーション動画の閲覧数やインフルエンサーSNS投稿の閲覧数などを分析・報告し、情報発信方法を工夫すること。なお、これ以外にも情報発信方法の工夫に資する収集可能なデータがあれば提案し、随時分析・報告すること。
- ・事業終了時に分析結果や調査結果をまとめ、次年度以降実施可能な台湾（及びアジア諸国）に向けた本県サイクルツーリズムの訴求に資する具体的な施策を提案すること。

(6) インバウンドに向けた本県サイクルツーリズムの訴求に資する取組について

- ・予算の範囲内で実施可能な取組があれば、自由に提案すること。

5. 成果物の提出等

委託完了後ただちに、本事業に係る成果物を以下のとおり提出すること。

(1) 事業実施報告書

仕様 紙媒体：A4 縦、横書き、左綴じ

電子ファイル：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方

提出部数 紙媒体 2 部、電子ファイル 1 部

(2) プロモーション動画

仕様 電子ファイル (mp4 形式)

ハードディスク

提出部数 電子ファイル 1 部、ハードディスク 1 部

(3) 繁体字サイクリングマップ

仕様 紙媒体：用紙サイズ A2、マットコート 90Kg ベース

フルカラー (4C+4C)

ジャバラに 4 回折り、縦に 1 回折る

電子ファイル (PDF 形式)

提出部数 紙媒体 500 部、電子ファイル 1 部

6. 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

7. 著作権に係る留意事項

(1) 本業務の実施による成果物は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。

(2) 本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、佐賀県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

(3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら佐賀県観光課の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任負担において一切の処理を行うものとする。

8. その他の留意事項

- ・ 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・ 委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・ 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。但し、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ プロモーション動画の撮影スポットには事前に連絡・調整し、許可を得るなど必要となる手続きの一切を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、佐賀県観光課と協議し、その指示に従うこと。

9. 本業務委託上限額

4,752,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

10. 本業務委託の委託料の支払

完了払